

第4次八王子市住宅マスタープランの中間改定(素案)について

1 報告趣旨

令和3年度(2021年度)より取組を開始した第4次八王子市住宅マスタープラン(以下「計画」という。)については、策定から5年が経過する令和7年度(2025年度)末までに見直しすることとしている。ここで、社会情勢の変化等への対応も必要なことから、計画の中間改定を行う。併せて進捗管理の合理化と各施策の連携強化を図るため、関連個別計画*を統合する。ついては改定に向けた素案を取りまとめたことから、その内容を報告する。

*関連個別計画

名称	根拠法
八王子市空き家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法
第3次八王子市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律
八王子市マンション管理適正化推進計画	マンションの管理の適正化の推進に関する法律

2 報告内容

(1) 計画の概要

- ア 計画の位置づけ 住生活基本法に基づき、八王子未来デザイン2040の第4編に位置づけられる住宅・住環境の整備に係る計画
- イ 計画期間 令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間
- ウ 基本理念 誰もが誇りと愛着を持って地域で住み続けることができる、住まいづくり・まちづくり

エ 改定の考え方及び主な改定内容

(ア) 改定の基本的な考え方

- ・ 基本理念、基本方針は現行を踏襲し、施策の展開や指標については適宜見直し
- ・ 3つの視点（地域特性に応じた住宅ストックの活用、環境への配慮、減災都市づくり）による見直し
- ・ 改定時期を迎えた関連個別計画の見直し及び統合

(イ) 主な改定内容

- ・ 関連個別計画の統合、ロジックモデルの追加、施策展開及び一部指標の変更
- ・ 持続可能な住宅ストックの形成と継承促進、減災住環境づくりの推進、カーボンニュートラル実現へ向けた住環境の整備など、重点とする施策展開及び取組を設定

(2) 計画の素案及び概要版

別紙1 「第4次八王子市住宅マスタープラン（素案）」

別紙2 「第4次八王子市住宅マスタープラン（素案）概要版」

(3) パブリックコメント手続の実施

ア 期 間 令和7年（2025年）12月15日（月）から令和8年（2026年）1月15日（木）まで

イ 周知方法 広報はちおうじ12月15日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 住宅政策課、市役所本庁舎1階市政資料室、各図書館、市民部各事務所、各市民センター、市ホームページ

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、住宅政策課窓口への提出

(4) 今後のスケジュール

令和8年（2026年）3月 計画公表